

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
1.背高コンテナ等				
(1)背高コンテナ				
1 (背高コンテナの通行条件の緩和・許可手続の簡素化) 建警	86235	背高コンテナ(9フィート6インチ)の陸上輸送許可について、原則として終日通行可とする、ルート申請受付間隔の短縮及び、審査の迅速化、申請書類の簡素化及び制限外積載許可の有効期間の大幅延長(原則として1年)、高速道路において構造的に安全な通行が可能なトンネルについても通行許可の対象とする旨の対処方針を決定。	昭和61年7・8月、左記措置を実施。	
2 (背高コンテナの平床式セミトレーによる輸送に際しての積載制限の緩和) 建(警)	41403	背高コンテナ(8フィート6インチ)積載の平床式セミトレーの通行を直ちに許可することは、困難であるが、今後、長期的視野からの物流効率化に資する観点から、費用と効果を十分勘案した上で、道路の高さに関する設計基準を見直すことも含めて平成9年度以降検討を行う	同コンテナを積載した平床式トレーの安全・円滑な通行を可能にするためには、トンネルなどの構造物の再構築が必要であり、この整備に要する費用と得られる効果を調査中。	○
(2)船舶コンテナ				
1 (フル積載の40ftコンテナ) 運建(警)	20402 84150	物流上重要な路線については、第11次道路整備5か年計画(平成9年度末)を目途に道路整備を進め、ISO規格40ftコンテナをフル積載した状態でのセミトレーの通行を可能とする。	平成10年4月より、重要港湾、物流拠点を結ぶ物流上重要な路線について、橋梁の補強等が完了した約32,500kmにつき、40ftコンテナフル積載のセミトレーの通行が許可等により原則可能となった。	
2 (フル積載の20ftコンテナ) 運建	20402	40ftコンテナのフル積載対応道路については、軸重等の制限を満たす場合には、最遠軸距10mの車両によるISO規格20ftコンテナのフル積載を可能とする。	平成10年4月より、軸重等の制限を満たす場合は最遠軸距10m車両の通行を許可等により可能とした。	
3 (車両の条件) 運建	20402	どのような条件を満たす車両であれば船舶コンテナをフル積載して通行できるのか、早期に明確化する。	現有のISOコンテナ輸送用セミトレーセミフル積載する場合には、軸重に係る限度額を超えることとなるが、必要な改造を行った現有車両等については、平成10年4月から当分の間、通行を認める経過措置を講じた。	
4 (道路整備) 運建	20402	船舶コンテナのフル積載に対応した道路整備にあたっては、船舶コンテナ輸送のコースが大きい路線が整備されるよう配慮し、現在特殊車両の通行許可により船舶コンテナの輸送が活発に行われている路線等を参考とする。	新道路整備5か年計画においても、海上コンテナの輸送コース等を踏まえて橋梁の補強等の道路整備を平成14年度末までに約30,000km実施することとしており、フル積載に対応した合計約60,000kmのネットワークが整備される見込み。	

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
5 (情報提供) 運建	20402	重量制限が緩和されるネットワークについては、可能な限り早期に情報提供する。	平成10年2月、指定道路の公示を行うとともに、関係事業者等に情報提供した。	
2.トレーラハウス				
1 (キャンピング・トレーラー用ガス温風ヒーター) 通	88363	(財)日本ガス機器検査協会において、サンプル調査を行っているところであり、得られた技術的データに基づき、通産大臣の特別認可が必要か否かも含め総合的に検討する。	調査の結果、平成5年4月、通産大臣の特別認可により承認された。	
2 (保管場所) (運) 警	00206 92485 41402	モーターホームについて、自宅周辺以外の場所であっても一定の要件を満たす場合には保管場所の確保が可能となるよう、具体的な構想が出てきた段階で申立者と十分協議する。	平成7年8月、モーターホームについても使用の本拠の位置として認め、保管場所証明を行うよう各都道府県警察に通達を発出。	
3 (建築基準法適用、新基準の整備等) 運建	30401	トレーラハウスのうち、本来の目的どおり使用されるものは建築基準法の適用を受けないこととし、その旨周知する。また、規格・基準の整備のための法令の整備について関係省庁が検討し、1年以内を目途に結論を出す。このため、提出される各種スペック等に関し検討する。	平成9年3月、トレーラハウスのうち、規模、形態等により建築基準法に規定する建築物には該当しないものがある旨、通達により周知。また、規格・基準の整備に関しては、各種スペック等の調査が続けられている。	○ *
4 (けん引免許) 警	41402	被牽引車が軽量である場合には、牽引自動車を運転する能力があることで、被牽引車を牽引して運転する能力があると認めているものであり、このような軽量の被牽引車の基準として、車両総重量が750kg以下であることが定められている。	平成10年3月16日、けん引免許取得に関する個別苦情(OTO番号569)申立があり、現在、処理中。	
3.自動二輪車				
1 (高速道路における二人乗り) 警	10303 21402	高速道路における自動二輪車の二人乗りの適否については、二人乗りの安全性について、問題提起者から提出されたデータ等の検討を行い、問題がなければ規制を見直すべき。	問題提起者から安全性に関する新たなデータ等の提出がなされることとなっていたが、新規データ等の提出はできない旨の回答があり、今後の対応について検討しているところ。平成10年2月12日、本件に関する個別苦情(OTO番号566)申立があり、現在、処理中。	○

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
2 (大型自動二輪車免許) 警	10303	指定自動車教習所における教習を修了し、技能検定に合格したのに対し、技能試験を免除する制度を平成8年度を目途に導入する方向で早急に検討すべき。また、排気量400ccを境に異なった技能試験を課すことの適否についての申立者側からのデータの提出を得て、引き続き検討を行う。	平成8年9月、自動二輪車免許を廃止し、総排気量400ccを境に大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許を設け、大型自動二輪車免許について指定自動車教習所における技能検定制度を導入した。	
3 (高速道路における自動二輪車の速度制限) 警	10303	高速道路における自動二輪車の制限速度については、所管省庁より根拠となるデータを明示する。	データを明示したが、問題提起者から不十分なデータであるとの認識が示されたため、過去の事例に即した調査・分析等を行い、追加資料を問題提起者に明示することを考えている。平成10年2月12日、本件に関する個別苦情(OTO番号566)申立があり、現在、処理中。	○
4.自動車				
(1)規格・基準				
1 (後部側方灯) 運	91458	保安基準においては、長さ6m以上の普通自動車等について、後部側方灯の設置が義務付けられており、自動車の後端から400mmまでの間にあることと規定されている。一方、米国基準においては、後部側方灯の取付位置は、自動車の後端に可能な限り近い位置とすることとされている。また、欧州では特に規定されていない。本件については、国際的調和基準がまとめ次第、国際基準を受け入れることとする。	平成8年2月、ECE・WP29の灯火器分科会において、日・米・欧の3極が共同作成した国際調和基準を受け入れ、後部側方灯の取付位置を車両後端から1,000mmまでの間に緩和した。	
2 (熱害警報装置の義務付け) 運	10301 21401	熱害警報装置の義務付けについては、安全性が確保される限り他の手段による代用を基本的に認める方針の下、エンジン失火状態等の検知のための新機構と熱害警報装置との同等性について、平成6年中に結論を得ることを目途に検討し、同等であれば受け入れる。	平成7年7月、エンジンの失火状態等を検知して警報する装置等を備えた自動車については、熱害警報装置の装着義務を課さないこととした。さらに、平成9年5月、点火装置の断続器の形式が無接点式である自動車については、熱害警報装置の装着義務付けを廃止した。	
(2)検査・認証				
1 (並行輸入車の検査機関の短縮化) 運	82017	名古屋陸運局に対し、事前書面審査を陸運事務所において行うよう指示し、審査期間について改善を図った。		

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
2 (試験機関の拡大) 運	83105	京都にある試験機関が、利用者の要望に応じて随時試験を実施することとする。		
3 (チャイルドカーシートに関する外国試験データの受入れ) 運	88367	既に外国基準に適合している製品に係わる大臣認定については、正式な要請があれば当該試験機関が公正中立な試験データを提出できる機関であることを確認したうえ、適当と判断されれば、データの受入れ可能な海外の試験機関として運輸省が指定し、申請時のデータとして受入れ可能とすることを計画している。	現在までのところ、具体的要望等がない。 (注)大臣認定制度については、平成10年11月24日に廃止され、同日付けで新たに装置型式指定制度が開始されたことから、今後慎重に検討する。	○ *
4 (サンバイザー衝撃吸収構造) 運	90427	平成3年6月、具体的な判定については、今後は欧州の基準 (ECE21)と同様の試験を行い、これにより衝撃吸収構造が確認されたものは、日本の基準に適合しているものの例とする旨を、通達により関係機関に周知した。		
5 (米国の排ガス試験データの受入れ) 運	91453	米国の公的試験機関が日本と同じ排出ガス試験により実施した試験データについては、これを受入れる。	平成4年1月、左記を米国政府に説明したが、今のところ米国からは 公的試験機関の指定申請がない。	○ *
6 (輸入車特別取扱制度) 運	91454	自己認証制度を受入れることはできないが、輸入車特別取扱制度 (PHP)については、1型式年間2,000台まで適用するものとする。また、型式指定についても、審査官を米国に派遣する等により、取得を容易にする。		
7 (軽合金ディスクホイール) 運	91460	SAE規格が日本の交通状況に適した試験条件となっているか否かの検討試験を行い、平成4年3月に技術基準を改正し、自動車の軽合金ディスクホイールに係る基準を受け入れている。		
8 (審査期間の短縮) 運	00205	自動車の型式指定等に係る審査について、標準事務処理期間が国際的にみて短期間であるとしても、輸入者の立場に立って、極力、短期間に処理する。	昭和60年に標準事務処理期間を設け、迅速な処理を行うよう努力してきたところであり、今後とも可能な限り審査期間の短縮に努めることとしている。	
9 (完成検査) 運	10301	完成検査の方針の一層の明確化及び周知のため、平成6年7月を目途に通達を発し、型式指定の取得の円滑化を図る。	平成6年7月、左記通達を発した。	

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
10 (排出ガス発散防止装置) 運	10301	排出ガス発散防止装置の耐久試験に係る外国検査結果に基づく劣化係数の受入れに際しては、平成6年中に結論を得、速やかに実施する。	平成6年12月、通達により、排気量が一定程度異なるエンジンの試験により計測された劣化係数の準用を認めるよう措置した。	
11 (生産国以外のEU試験機関データの受入れ) 運	20401	EU統一認証制度が定着しつつあること等から、平成7年5月より、EU域内については生産国以外の指定試験機関のデータを受け入れる。	平成7年5月、左記措置を実施。	
(3)その他				
1 (エアバッグ) 通	85203	火工品として、販売等について規制されていたが、安全性が確認されたので火薬類取締法の適用を受けないものとする。	昭和61年12月、左記措置を実施。	
5.船舶				
(1)漁船用エンジン				
1 (出力規制) 農	40401 85219	出力算定方法について、出力を規制することの必要性を含め平成9年度中に見直す。	平成9年8月に出力算定方式を総排気量に基づくものに改正した。また、出力規制の必要性については、平成9年からTAC(漁獲可能量)制度を導入し、本制度の実行性を確保する措置として、出力規制を含む漁獲努力量規制を維持する必要性が認められた。	
2 (国際整合化) 農	40401	平成9年度中に出力規制に関する諸外国の制度を十分に研究し、総排気量を客観的な基準とするなど国際的整合性のとれた規制とする。新たな基準の策定に当たっては、幅広い関係者から意見を聴取し、それを踏まえた基準を策定する。	平成9年8月、出力算出方式を総排気量に基づくものに改正し、国際的整合性のとれた規制とした。なお、基準改正にあたっては、メーカー、使用者、学識経験者等から広く意見を聴取した。	
(2)プレジャーボート				
1 (ISO基準策定への貢献、外国検査基準の受入れ) 運	30402	ISOの基準策定に貢献するとともに、同基準が策定された場合には、国内基準を速やかにこれと整合のとれたものとする。 また、EU、米国等の検査基準等に特に問題がなければ、その検査基準等を受け入れ、日本国内での使用が認められるよう検討し、平成10年度末を目途に結論を出す。	ISOの基準策定のために、調査・実験等を行った。現在、ISOの会議に出席し、安全基準の素案の策定作業を進めているところである。	○*

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
(3)小型船舶				
1 (海外試験機関の試験データの受入れ拡大) 運	30402	日本小型船舶検査機構における海外試験機関の試験データの受入れを一層拡大するために、現在試験データを受け入れていない機関と検査方法等について積極的にすり合わせを行う。主要な船級協会の試験データについては、旗国代行機関の承認に関するガイドラインの実効を確認しつつ、安全上支障のない範囲で受入対象とする方向で早急に検討し、平成10年末までに結論を出す。	国際海事機関(IMO)における国際的に標準化された試験データフォーマットの作成作業等を行った。同フォーマットが策定された場合には、これにより提出された試験データを受入れ、これを活用する。我が国に入港した外国船舶に対して立入検査(PSC)を実施するとともに、アジア太平洋地域・欧州地域等におけるPSCの結果について情報交換を行ない、ガイドラインの実効の確認に努めた。これらの情報の蓄積等により、安全上支障がないことが確認された船級協会については試験データの受け入れ対象とする方向で検討する。	○
2 (型式承認制度等の活用) 運	30402 41401	外国企業への広報活動等によって、型式承認制度、認定事業場制度の更なる活用を図り、改善に努める。また、検査項目の削減、検査手続の簡素化等を積極的に進める。	海外関係者に対する説明会、輸入円滑化セミナー等を行った。平成10年3月、ISO9000シリーズを活用して認定を進める等、認定事業場制度の更なる活用を図るための改善を実施した。	
(4)高速フェリー				
1 (高速フェリーの建造) 運	40402	船舶整備公団における船舶の共有建造に際し、実務的かつ技術的な問題について、国際的ビジネス慣行への整合化のために必要な措置を講じる。さらに、公団の標準契約書の改訂に際しては、国内の造船所と同様に海外の造船業者からの意見も参考にするとともに、その英訳についても、同種の事業を行う他の政府関係機関の例も参考に積極的に対応し、海外造船所の便宜を図る。	平成10年4月、運輸施設整備事業団(平成9年10月、船舶整備公団と鉄道整備基金を統合)においては、共有建造の際の技術資料・図面等の提出資料の軽減、また、建造契約書の秘密保持に関する規定の追加など国際的ビジネス慣行への整合化を図った。さらに、海外造船事業者から寄せられた意見も参考に、平成10年度にも標準契約書を改定すべく検討を進めている。	○
(5)その他				
1 (ホバークラフト) 運	88356	当該船舶の検査に当たっては、申請者の事情を勘案し、提出資料の簡素化を行った。		
2 (救命具用再帰反射材の型式承認基準) 運	88370	再帰反射材の材料としてガラスビーズを想定していた型式承認試験基準に必要な見直しを行い、樹脂を材料とした製品にも対応できるように、判定基準の一部を改正した。		

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
3 (輸出船舶に係る就航航路制限の廃止) 運	20403	近海船の建造許可を行う際に船舶を発注した者から提出を求めている念書については、平成7年6月を目途に当該念書の新たな提出を求めないこととするとともに、平成8年度末までに制度全体を廃止することとする。	平成7年6月、左記措置を実施。	
6.港湾運送事業				
1 (海上貨物の検量の廃止) 運	21405	この問題は、民間どうしの慣行であり、運輸省が介入することは適当ではないが、問題の重要性等を鑑み、その取組を促しているところ。	平成7年12月、FCL貨物の船積検量を平成8年4月より5年間で段階的に解消し、6年目から船社のオプションとすることで関係者間で合意が得られた。	
2 (港湾労働の週七日制の実施) 運	21405	この問題は、労使間で解決すべき問題であるので、運輸省が介入することは適当ではないが、問題の重要性等を鑑み、その取組を促しているところ。	平成10年4月から3年間、労使間の合意により日曜荷役が実施されている。	
3 (港運協会との事前協議制度の改善) 運	21405	本制度は、運輸省が介入することは適当ではなく、当事者間で十分な話し合いが開始されることを期待している。	平成9年10月、日本港運協会、邦船社、外船社及び運輸省の4者間で手続の透明化等現行事前協議制度の改善について合意。	
4 (需給調整規制の廃止) 運	40403	需給調整規制を廃止するよう方針を転換するとともに、価格規制も併せて見直しを行う。このため、まず需給調整規制の廃止について平成9年度に行政改革委員会において審議を行う。その検討の過程においても、料金体系の弾力化を図る。さらに、具体的な規制緩和の実施に当たっては、制度に対する誤解が生じないようにその周知徹底を図る。	平成9年12月、行政改革委員会より、現行の事業免許制を許可制に、料金認可制を届出制にすべきであること、港湾輸送の安定化等を図るための各施策の実施及び検討が必要である旨の最終意見が出された。また、平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」において、港湾運送事業に係る規制の見直しにつき11年度早期に運輸政策審議会の答申を得ることとなっている。	○
7.航空				
1 (航空機運航基準) 運	85217	二地点間輸送に係わる航空機運航基準(最大離陸重量5.7t以下)は緩和する。	昭和60年12月、左記措置を実施。	
2 (航空機輸入時の検査) 運郵	88354	今後、航空機の耐空検査証明、無線局に関する免許、及び検査業務の日程の調整に一層留意するなど検査期間の短縮のためにさらに努める。	郵政省では、昭和63年2月、運輸省では、昭和63年3月、それぞれ左記措置を実施。	

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
3 (米国における耐空証明検査等の受入れ) 運郵	00207	輸入航空機及びヘリコプターに対する耐空証明検査及び通信機器検査の在り方について、問題提起者と専門家による技術レベル会合を早急に開催する。	運輸省では、平成5年6月に米国連邦航空局との間で会合を開催し、その後も書簡等で協議を行った。さらに、平成8年5月の航空法改正によって、耐空証明検査と諸外国の制度との整合化を図った。郵政省では、平成6年9月、外国検査データの活用による検査の簡略化を図った。	
4 (初回耐空証明検査) 運	96545	航空法の趣旨を踏まえ前向きに準備を行ってきたところであるが、耐空検査員用検査マニュアルの改訂、研修の実施等を速やかに行うことにより、平成9年度のできるだけ早い時期に実施を行う。	耐空検査員用マニュアルの見直しを行うとともに、平成9年7月、研修を実施し、耐空検査員が実施できるよう措置した。	
8.通信				
1 (外国人による無線局開設免許) 郵	83088	一定範囲の無線局について、外国人等も免許を取得できるよう電波法の改正について検討を進める。	昭和59年9月、左記措置を実施。	
2 (国際電報の配達の迅速化) 郵	87330	KDDの国際電報サービスについて、今後は、19時以前の配達取扱局着信であれば、当日中にしかるべき方法で配達する。	昭和62年10月、左記措置を実施。	
3 (船舶用緊急無線標識) 郵	11301	認証手続きにつき、駐日フランス大使館、製造メーカー、国内代理店及び郵政省の間で相互確認がなされ、平成6年1月、型式検定に合格した。		
9.郵便事業				
1 (合成樹脂製封筒の郵便への使用) 郵	84157	国内郵便の包装に使用する場合、郵便切手の消印等郵便物の取扱い上支障がないものについては認める方向で、郵便規則の改正について検討をすすめる。	昭和59年11月、郵便規則改正。	